

< マイナンバー制度が始まる！ >

●平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

1) マイナンバー制度とは？

・「**マイナンバー制度**」は住民票を有する全ての人に一人一つの番号を割り振り、所得や納税、社会保障など各行政機関で異なっていた番号を、割り当てられた一つの番号で一括する制度です。

独自の番号で個人情報を一元管理するのが、マイナンバー制度の主な目的です。

今までのパスポートや運転免許証、住民票コードなどバラバラだったのがこれを一つの個人番号に統一しようというのがマイナンバー制度です。

2) なぜ、マイナンバーが必要なの？

「**マイナンバー制度**」には「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」というメリットがあるそうです。

これまでは、各公的機関（市役所・税務署・年金事務所など）は、それぞれで独自の方法で個人情報を管理していました。

マイナンバーを導入することで、こういった公的機関同士で個人情報のやりとりがしやすくなります。

例えば今までは公的手続の際、住民票の添付を要求されることもあったけれど、導入後はその必要もなく、公的機関同士で情報のやり取りで済むからです。役所同士で個人情報を照会することが可能になるため、手続きが簡単、時間の短縮、データの照会ミスもなくなるというメリットもあるとか・・・

3) マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

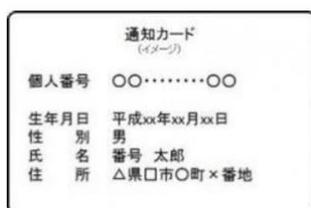
マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、**一生変更されませんので、大切にしてください。**

・平成27年10月より順次に12桁のマイナンバーが記載された「**通知カード**」を住民票の住所に**簡易書留**で郵送されます。

※10月5日時点の住民票に記載されている住所（居所を登録された方は当該居所）に届き、受け取ることが出来なかった方は、住民票のある市町村に問い合わせてください。

封筒の中身は通知カードと個人番号カード交付申請書記載のものと説明用パンフレット、個人カード交付申請書の返信用封筒が同封されています。

「通知カード」は、1月から始まる「個人番号カード」の取得にも必要です。



通知カードはわたしたち全員に無料で交付されるカードです。券面には氏名・住所・生年月日・性別（基本4情報）、そして、マイナンバー（個人番号）が記載されています。

通知カードには顔写真が入っていませんので、実際の手続きの際は別途顔写真が入った身分証明書とのセットでマイナンバーの提供をしていくことになります。

「個人番号カード」と交換してもらうこともできます。

その場合は通知カードは返納です。

4) 「個人番号カード」とは

マイナンバーの通知後に市町村に申請をすると、身分証明書や様々なサービスに利用できる個人番号カードのこと。

個人番号カードは住基カードが変化したもので初回のみ交付が無料です。

カードのICチップに搭載された電子証明を用いて、e-Taxをはじめとする各種電子申請が行えます。



個人番号カードのイメージ例(表面、裏面)

☆個人番号カードには、下記の有効期限があります。
20歳以上の方は10回目の誕生日まで、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し、5回目の誕生日までを有効期限とします。

個人番号カードには、表面に氏名、住所、生年月日、性別が記載されているほか、顔写真が載っており、身分証明書として使用できます。

但し、裏面にはマイナンバーが記載してありますが、マイナンバーはレンタルショップやスポーツクラブに提供することはできませんので、ご注意ください。

法律や条例で定められた手続き以外の事務でも、個人番号カードを身分証明書として顧客の本人確認を行うことができますが、その場合は、個人番号カードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。(2014年6月回答)

5) 「マイナンバーはどんな時に使うの？」

平成28年1月からは下記の場面でマイナンバーを使います。

- ▶ 学生 アルバイトの勤務先 奨学金の申請時 勤労学生の控除
- ▶ 主婦・保護者 パート・アルバイトの勤務先 出産育児一時金や育休の申請時 児童手当の申請時
- ▶ 従業員 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類 健康保険や雇用保険、年金などの手続き
- ▶ 高齢者・障害者 年金給付の手続き 福祉や介護の手続き 災害時の支援利用時
- ▶ 外国人・中长期在留者・特別在留者などの外国人も税や社会保障等の手続きでマイナンバーを使います。
- ▶ 証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。また、証券会社や保険会社が作成する支払調書、原稿料の支払調書等にもマイナンバーを記載する必要があります。(2018年からは銀行の口座にもマイナンバーが適用されることになります。)

※マイナンバーを使う手段は法令で定められ、身元確認書類による本人確認が必要です。

6) 平成29年1月からはインターネット閲覧ができます。

“マイナポータル”で、個人情報のやりとりの記録が確認できるようになります。

今まで支払いをした税金や社会保険料の確認を「マイナポータル」というwebサイトで確認する事が出来ます。これまで、いろんな役所に個別に問い合わせていた情報を、いっぺんに把握することができ

非常に便利です。「マイナポータル」での情報の確認手段は、原則としてパソコンを使います。そして、パソコンでそういった重要情報を確認するには、電子証明書が必要になります。

7) マイナンバーに潜む危険性、取扱い注意!!

誰もが考えるであろう心配、それが個人情報の漏洩です。

わたしたち一人ひとりに割り当てられた番号は**生涯変更はありません**。しかし番号が漏洩された場合はさまざまな被害の危険性があります。

番号一つで年金、労働、税金、その他もろもろが漏洩によって把握されてしまうのは一元管理故の怖さです。パソコンからデータを見る事が出来るという事は、ハッキングによる不正アクセスの可能性もありうるという事です。本当に怖いことですね。

色々とリスクも考えると、使用する時は十分に気をつける必要があります、番号の取り扱いに厳重な注意が求められます。

8) マイナンバーに関するお問い合わせ

下記のマイナンバーコールセンターにお願いします。

- 日本語窓口 電話 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
- 外国語窓口 電話 0570-20-0291 (全国共通ナビダイヤル)

受付時間 平日午前9時30分から午後5時30分まで(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

(注意) 全国共通ナビダイヤルです。(通話料がかかります。)

(注意) 一部 IP 電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3816-9405 におかけください。

(注意) 外国語窓口は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応しています。

◎WEB 検索キーワード→マイナンバーとは→[政府広報オンラインページ](#)

www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/point/

マイナンバー よくある質問→内閣府

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/>

マイナンバー 通知カード→取手市

<http://www.city.toride.ibaraki.jp/index.cfm/8,0,113,html>

＝政府広報及び取手市ホームページ,Action さんより抜粋及び参考にさせて頂いています＝